

# 県営土地改良事業 完了地区の紹介

## 地区名／経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業）島地区

平成6年度より実施してきました本事業が、平成18年度をもって完了し、過日多古町コミュニティプラザにおいて竣工式が盛大に挙行されました。事業概要は以下のとおりです。

### 1 地域の概要

多古町島地区周辺は、栗山川と多古橋川に挟まれた平坦な地域で、明治年間に耕地整理がなされたままで、区画形状も狭く近代的な農業経営を行ううえで大きな障害となっておりました。この基盤整備事業により、用排水路を完備した大区画ほ場へ変わり、大型機械の導入、担い手への集積及び生産性の向上が計られると期待されております。

### 2 事業の概要

- ・組合員数 219名
- ・受益面積 136ha
- ・事業費 28億4790万円



竣工式の風景

## 忘れていませんか届出！

農地の移動・組合員資格の変更などの下記申請を怠ると、前年と同様に賦課されますので早急に届出て下さい。公共機関(市町村・法務局・農業委員会等)に届出済、または所有権の移転済であっても、両総土地改良区に届出がないと、台帳は変わりません。

### 次の場合は必ず届出て下さい。

- ◎ 農地を売買又は交換したとき
- ◎ 組合員を変更するとき(農業者年金の受給又は経営移譲・相続等)
- ◎ 農地を賃貸又は解約したとき
- ◎ 住所を変更するとき
- ◎ 農地を住宅等に変更するとき

※ 「組合員資格得喪通知書」「農地転用等の通知書・地区除外申請書」「開発行為等に伴う排水同意申請書」などの届出用紙は、最寄りの出張所に用意してあります。

※ 農地転用による受益地の減少に伴い、維持管理に必要な各組合員の負担が大きくなります。土地改良法第42条には「組合員は土地改良区の事業に関する権利義務については必要な決済をしなければならない」と定められており、転用する面積に応じて農地転用決済金を支払う必要があります。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地(道路用地・河川用地等)として買収され転用される場合も決済金が必要になります。

※ご不明な点は最寄りの出張所へお問い合わせ下さい。